

笹山縄文広場整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 笹山縄文広場整備基本設計業務
- (2) 業務内容 ①建築・広場造成の基本設計説明書及び基本設計図書の作成
②建築・広場造成の工事費概算書及び工程計画書の作成
③広場オープン後の維持管理経費概算書の作成
④担当事務局との月1回以上の打合せ
⑤成果品の提出
*詳細は別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 業務委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

2. 契約限度額 11,660,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 事業計画の概要

(1) 広場概要

名 称	笹山縄文広場（仮称）		
建 設 地	十日町市中条上町地内		
敷地面積	I 区	約 7,100 m ²	
	II 区	約 4,400 m ²	
	III 区	約 4,500 m ²	
	合計	約 16,000 m ²	
建物延床面積	ガイダンス施設（I 区）	約 650 m ²	
	遺構展示施設（III 区）	約 400 m ²	
	合 計	約 1,050 m ²	
構造・設備等	「笹山縄文広場整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）に沿うもの。		
概算事業費	I 区	1,098,000 千円（建築・広場・展示設計費、工事費等）	
	II 区	112,000 千円（広場設計費、工事費等）	
	III 区	478,000 千円（建築・広場設計費、工事費等）	
	合計	1,688,000 千円	

(2) オープンまでのスケジュール

令和7年度	I～III区：基本設計
令和8年度～	I区：実施設計、建設工事、広場造成等
令和11年度	I区：オープン(予定)
令和12年度～	II・III区：実施設計、建設工事、広場造成等
令和16年度	II・III区：オープン(予定)

令和 17 年度～ IV 区：基本・実施設計、工事等
令和 21 年度 IV 区：オープン（予定）

4. 担当事務局

〒948-0072 新潟県十日町市西本町 1-448-9
十日町市教育委員会事務局 文化財課（十日町市博物館内）
TEL:025-757-5531／FAX:025-757-6998
e-mail:museum.10@city.tokamachi.lg.jp

5. 事業者選定の概要

(1) 選定方法

選定方法は公募型プロポーザル方式とし、審査会では提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション（ヒアリング含む）を行う。

(2) プロポーザルの実施スケジュール

- | | | |
|--------------------|--------------------|----------|
| ①公募開始 | 令和 7 年 7 月 14 日（月） | |
| ②質問書の提出期限 | 令和 7 年 7 月 23 日（水） | 正午必着 |
| ③質問書の回答期限 | 令和 7 年 7 月 25 日（金） | |
| ④参加申込書の提出期限 | 令和 7 年 7 月 31 日（木） | 午後 5 時必着 |
| ⑤企画提案書等の提出期限 | 令和 7 年 8 月 29 日（金） | 午後 5 時必着 |
| ⑥審査会（プレゼンテーション）の開催 | 令和 7 年 9 月上～中旬（予定） | |
| ⑦審査結果（採否）の通知 | 令和 7 年 9 月下旬（予定） | |

6. 実施要領の公表及び応募書類の様式等の配布

プロポーザル実施要領等は十日町市のホームページからダウンロードするものとする。
なお、担当事務局はインターネットに起因するトラブルに関して一切の責任を負わない。
十日町市ホームページ：<http://www.city.tokamachi.lg.jp/>

7. 応募資格等

(1) 応募資格

応募時において、次にあげる要件をすべて満たしていること。複数のグループで構成して応募する場合は、グループを構成する全ての事業者が、次に掲げる要件の④～⑦を満たしていること。

- ①建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ②単独の事業者もしくは複数の事業者により構成されるグループであること。また、グループで応募する場合は、本市との契約を締結する代表事業者を定め、構成員の役割を明確にし、構成員間の調整を密に行うこと。なお、単独の事業者もしくはグループの応募は 1 点に限るものとし、グループの各構成員は他の応募グループの構成員になることや、単独で応募者となることはできない。

- ③概ね過去 10 年間に類似の基本設計又は実施設計の実績(国内に限る)を有すること。
- ④地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ⑤応募日から契約締結日までの間、十日町市において指名停止処分を受けていないこと。
- ⑥次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- ⑦法人税、消費税及び地方消費税並びに市税に未納がないこと。

(2) 業務実施上の条件

- ①営業に必要な許可・認可等を得ているほか、関係法令等を遵守すること。
- ②業務の実施にあたり、十日町市との協議に適切に対応できること。
- ③業務の一部について協力事務所を加えることは可とするが、その協力事務所は他の応募者の協力事務所となることはできない。

(3) 配置技術者の要件

- ①本業務の分担分野は、建築については意匠、構造、電気設備、機械設備(空調設備・給排水衛生設備・昇降機設備を含む)、公園造成については土木、造園は必ず、その他の分担分野については適宜配置する。
- ②管理技術者は一級建築士であること。
- ③管理技術者及び主要業務の主任担当技術者は参加表明書の提出者の組織に所属していること。
- ④管理技術者とは各分野の設計業務を統括し、上記の代表事務所に所属している者をいう。
- ⑤主任担当技術者とは管理技術者の下で、各分担業務分野における担当技術者を総括

する役割を担う者をいう。

⑥管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること。

⑦管理技術者及び各主任担当技術者は、概ね過去 10 年間に類似の基本設計又は実施設計業務(国内に限る)に携わった実績があること。

8. 企画提案書の作成

(1) 企画提案の課題は以下のとおりとし、その提案内容は基本計画を踏まえたものとする。なお、選定された企画提案書の提案内容が、実際の設計にそのまま採用されるものではない。

① 十日町市の気候や風土、周囲の景観との調和、施設の機能、建設費およびランニングコストの縮減を考慮したガイダンス施設（Ⅰ区）の外観と諸室配置、設備についての考え方。

② 基本計画に示された広場計画（第 5 章）と体験プログラム（第 6 章）が実現可能なⅠ区の広場配置についての考え方。なお、事業費の縮減を考慮すること。

③ 基本計画に示された広場計画（第 5 章）が実現可能な広場全体（Ⅰ～Ⅲ区）の配置についての考え方。なお、事業費の縮減を考慮すること。

＊上記全ての課題については、「大地の芸術祭」との連携という視点を欠かさないこと。

(2) 提案は、基本的な考え方を文章で簡潔に記載すること。また、文章を補完するため、写真、イラスト、イメージ図等の使用を可とする。

(3) 用紙サイズは A4 判（A3 判折込み不可）、縦型もしくは横型、横書き（文字サイズは 10.5 ポイント以上）、片面・左とじ（縦型の場合）もしくは上とじ（横型の場合）とする。

(4) 分量は表紙を除いて、上記の写真・イラスト等を含め本文 10 ページ以内とする。

(5) プレゼンテーションの実施日時・場所など詳細については、参加申込書の提出者に別途通知する。

9. 提出書類・期限・方法及び提出先

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書及び企画提案書等を提出すること。なお、書類提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式 1）

必要事項を記入し、提出すること。

② 業務実施体制表（様式 2・2-1・2-2・2-3）

業務を実施するための人員体制を記載すること。また、当該業務の一部を再委託する場合はその内容と予定される再委託先を記載すること。

③ 業務工程表（様式 3）

本業務の完了までのスケジュールについて、一連の工程が分かるように記載すること。（本業務の開始は令和 7 年 10 月上旬を予定。）

④ 過去に実施した類似の業務実績（様式 4）

概ね過去 10 年間に国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似の業務実績を記載すること。記載する実績の件数は 5 件までとする。

⑤ 企画提案書

上記に従い必要事項を記入し、表紙（任意様式）に記名・押印をした上で提出すること（様式 5 を添付）。

⑥ 見積書（任意様式）

総額（本体・税額を明記）を表示すること。また、各費目における単価を明確にしたうえで、業務完了まで、本業務に係る一切の費用を記載すること。

⑦ 建築士事務所登録証明書

⑧ 直前の営業年度に係る納税証明書

ア 市内に営業所を有する者

- ・市税の納税証明書（様式第 50 の 2）
- ・納税証明書その 3 の 2（個人用）
- ・納税証明書その 3 の 3（法人用）

イ 市内に営業所を有しない者

- ・納税証明書その 3 の 2（個人用）
- ・納税証明書その 3 の 3（法人用）

⑨ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式 7）

（2）提出期限 上記①：令和 7 年 7 月 31 日（木） 午後 5 時必着

②～⑨：令和 7 年 8 月 29 日（金） 午後 5 時必着

（3）提出方法 上記①：1 部を持参、郵送（配達記録が確認できるものに限る。）、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。また、送信後に着信を必ず確認すること。

②～⑥：7 部を持参又は郵送（配達記録が確認できるものに限る。）すること。なお、企業名等を表示したもの 1 部、表示しないもの 6 部とする。

⑦～⑨：上記の②～⑥とともに、1 部のみ提出すること。

（4）提出先 十日町市教育委員会事務局教育文化部

文化財課（十日町市博物館内）

住 所：〒948-0072 新潟県十日町市西本町 1-448-9

電 話：025-757-5531 F A X：025-757-6998

e-mail：museum.10@city.tokamachi.lg.jp

10. 質問の受付・回答

（1）質問書の提出

① 受付期間 公募開始から、令和 7 年 7 月 23 日（水）正午まで

② 質問様式 質問書（様式 6）

③ 提出方法 上記質問書をファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出する

こと。また、送信後に着信を必ず確認すること。

(2) 質問に対する回答

- ① 回答期限 令和7年7月25日(金)
- ② 回答方法 質問書(様式6)の返答先への連絡及び原則として質問者匿名で十日町市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加、又は修正とみなすものとする。

11. 審 査

(1) 審査委員

- ① 審査委員長(1名)
十日町市教育委員会教育長
- ② 審査委員(5名)
笹山縄文広場整備検討委員会委員、十日町市教育委員会事務局教育文化部長、十日町市教育委員会事務局文化財課長、十日町市産業観光部文化観光課長、森の学校キョロロ学芸員

(2) 審査委員の守秘義務

審査委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(3) 審査方法

提出書類及び企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、評価項目をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。審査は非公開とし、応募者の名称等は匿名で行う。また、最高得点者が複数いる場合は、原則として安価な見積額を提示した者を最優秀提案者とする。

なお、企画見積書等の提出が1者のみであった場合、下記の審査基準に基づく評価得点が6割以上であるときは、その者を最優秀提案者とする。該当しない場合は、契約締結できないものとする。

(4) 審査基準

別紙1のとおり

(5) 受注者の決定

審査で最も優秀とされた者を第1交渉権者とし、協議の上、契約書を締結する。第1交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

(6) 提案者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ① 本要領に定める提出方法によらず企画見積書等が提出された場合。
- ② 本要領に定める提出期限までに企画見積書等が提出されなかった場合。
- ③ 応募書類等に虚偽又は事実と異なる記載があった場合。
- ④ 提案見積額が、「2 契約限度額」を超えている場合。
- ⑤ 企画提案書の提出に対して談合などの不正行為があった場合。
- ⑥ 審査委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合。
- ⑦ その他、契約担当者が予め指示した事項に違反した場合、又は参加者に求められる

義務を履行しなかった場合。

12. 選定結果の通知

選定結果については、令和7年9月下旬（予定）までに発送し、参加者全員に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

13. 現地見学

現地見学は、企画提案書の提出者が必要に応じ適宜行うこととする。また、見学を希望する者は、事前に見学の旨を担当事務局に申し出るものとする。

なお、現地見学を希望する者が多い場合は、現地説明会を設定することとし、日時等詳細については、参加申込書の提出者に別途通知する。

14. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは、業務に適した受託候補者を選定するものであり、契約を締結するまでは委託者と契約関係は生じない。
- (2) 企画提案書の作成及び受託候補者選定後から契約までの間に係る経費は、参加者の負担とする。
- (3) 決定した事業者の企画提案書の著作権は、本市に無償、無条件で帰属するものとする。
- (4) 業務の全てを外部発注することは不可とする。
- (5) 提出後の参加申込書及び企画提案書等の修正または変更は認めない。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (8) 選考結果に対する異議申立ては一切、受け付けない。

15. 問 合 せ

十日町市教育委員会事務局教育文化部

文化財課（十日町市博物館内）

住 所：〒948-0072 新潟県十日町市西本町 1-448-9

電 話：025-757-5531 F A X：025-757-6998

e-mail： museum.10@city.tokamachi.lg.jp

